

タレント・モデルなどの契約トラブルに注意!

【相談事例】

芸能プロダクションのオンラインオーディションを受け、2次審査まで合格。3次審査を受けるため芸能事務所に行ったが、審査はなく、レッスン契約とマネジメント契約の説明を受けた。レッスンは、入会金が30万円、毎月のレッスン料が2万円、マネジメントにもお金がかかるようだった。アイドルになりたくて、入学申込書に記入して帰宅した。しかし親と相談し、不審なのでやめることにした。解約できるだろうか。(10代 女性)

【アドバイス】

●「**才能がある**」と期待させられ、「**今決めないと合格を取り消す**」などと急かされることも・・・**家族に相談**するなど、**冷静な判断**を心がけましょう。

●レッスン・マネジメントのためと**費用負担**を求められても、その場で**契約しない**ようにしましょう。

●**契約後**、必ず**仕事や報酬**があるかわかりません。**クレジット契約**や、**借金**をしてまで**契約しない**ようにしましょう。

●**わからないこと**や**困ったこと**があったら、**すぐに家族**や**消費生活センター**に相談しましょう。



相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
予約電話及び電話での相談は戸畑窓口(☎861-0999)へ。

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん